

2008くらしのサポーター通信No.28

2008.9発行

ハイライト:

□今月のテーマ:振り込め詐欺にご注意!

□お知らせ:消費者大学校公開講座

□交流コーナー:コラム 二八十六~九十九は「つくも」~

振り込め詐欺にご注意!

「振り込め詐欺」による被害が県内でも多発しています。手口もどんどん複雑、巧妙化してきています。しかし、他人にお金をだまし取られることほど悔しいことはありません。皆さんの周りの人が被害にあうことのないように、家族やご近所、勤務先などで「振り込め詐欺」の話題を取り上げるなど、普段からいざという場合に備えましょう。

※ 「振り込め詐欺」とは、以下の4つの詐欺の総称です。

1 オレオレ詐欺

電話がかかってきて、「オレオレ」と息子や孫等の親族を装い、金銭面のトラブルや交通事故を起こしたと偽り、示談金などの名目で、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口です。

犯人は、家族に見破られないよう、「誰にも相談しないで」などと指示することが多いようです。

被害にあわないためには、普段から、離れて暮らしている息子や孫に電話するなどして、近況をよく聞いておきましょう。

自分から先に息子や孫などの名前を言わず、相手に名乗らせることや、家族だけしか知り得ない質問や合い言葉を決めておくことも、被害対策には効果があります。

2 架空請求詐欺

郵便やメールを利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口です。

具体的な手口には、①公的機関や債権回収会社と類似の名前を騙った業者名が記載されたはがき等が自宅へ郵送され、「あなたがアクセスした出会い系サイトの未納代金〇〇万円を支払わない場合は、民事訴訟の手続きを行います。」と記載されている。②総務省やNHK等の公的機関の名前が記載されたはがき等が自宅へ郵送され、「地上デジタル放送への移行に伴い、アンテナ受信端末切替工事費が必要ですので、指定口座に工事費を振り込んでください。」と記載されている、などが挙げられます。

身に覚えのない請求は無視しましょう。相手にせず放っておくのが一番です。ただし、実在する裁判所から文書が届いた場合は、電話帳で裁判所の電話番号を調べるなどして、事実を確認

してください。くれぐれも、はがき等に記載の電話番号への問い合わせは絶対にしないことです。

3 融資保証金詐欺

実際には存在しない融資にも関わらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口です。

犯人は、「借入先多数の方でもOK」、「低金利」等と、誰でも借りられる便利な融資を装い、言葉巧みに勧誘を行います。

また、実在する貸金業者等を装っている場合もあるので、融資を申し込む場合は、必ず電話帳や番号案内等で電話番号を調べ確認するようにしましょう。

そもそも、正規の業者が、融資をする前に保証金や登録料などの名目で、お金を振り込ませることは絶対にありません。

4 還付金詐欺

最近特に増えてきた手口です。

県や市町村などの行政機関の職員を名乗り、「医療費の還付がある。」 「年金の払い戻しがある。」と言って、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM（現金自動預払機）に行くように指示されます。到着後、あらかじめ教えられた電話番号に連絡するとATMの操作方法を説明されますが、言われたとおりに操作をすると、自身の口座から相手の口座に現金が振り込まれてしまいます。

犯人は被害者近くのATMを調べた上で、人目の少ないATMを指定することが多いようです。

県や市町村などの行政機関がATMを操作させることはありませんし、ATMを操作してお金が振り込まれることは絶対にありません。このような電話がかかってくるだけでも行政機関の担当部署に確認するなど、十分に注意するようにしましょう。

必ずご相談を！

(1) 以上の4つの詐欺に該当するような、電話や文書等で怪しい連絡を受けた場合は、すぐにATMに向かうのではなく、家族や知人など周りの人に相談してください。

また、県消費者情報センターでもご相談を受け付けています。

(2) もし被害にあってしまった場合は、すぐに警察に相談しましょう

県警総合相談センター 相談電話 088-653-9110

くらしのサポーターの皆さんへ

振り込め詐欺に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

金融経済講演会

平成20年度徳島県消費者大学校公開講座

演 題 「くらしと法律」

弁護士・消費者問題対策委員会委員長 大西 聡氏

■日時 10月14日（火）午前10時から正午まで

■会場 ホテル千秋閣 徳島市幸町3-55

- ・できるだけ公共の交通機関をご利用ください。
- ・お車で越す場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

入 場 無 料（事前にお申し込みください）

■お問い合わせ・申込先

特定非営利活動法人 徳島県消費者協会

徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5階

電話 088-625-8285

くらしのコラム

二八十六～九十九は「つくも」～

数字の計算が歌になったのでは、年配の方の記憶なら三橋美智也の歌で「・・・じゅうさんななつ・・・」である。歌詞の意味は言うまでもなく13足す7のことで、二十歳の表現だった。

万葉集でも使われる九九の計算では「二八の佳人」という表現がある。掛け算九九の知識を使って「十六歳の番茶も出花の美人」。最近は十六歳では子ども扱いなのでちょっと適當ではないかも知れない。

数字では、一十百の百を「もも」あるいは百の位を単に「も」と言う。このことから、99、100と自然数では99は常に100に付いている。百、言い換えれば「も」に付いているから、九十九を「つくも」と読むのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

9月10日と13日に多重債務者向け無料相談会を開催しました。多重債務の問題は、不況や企業倒産・リストラなどの収入減による生活困窮のため、やむにやまれずお金を借らざるを得なかった債務者にとっては大変深刻なものです。

税金や病院の診療報酬などの滞納者の中に多重債務に陥るおそれのある者が隠れているとも聞きます。早め早めの対応が必要だと思いました。